⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（探索された周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	測定周波数が９kHzを越え150kHz以下の場合は、１kHz 測定周波数が150kHzを超え30MHz以下の場合は、10kHz 測定周波数が30MHzを超える場合は、100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

３　試験機器の状態

⑴　指定のチャネルに設定する。

⑵　送信を停止し、受信状態とする。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器を２⑵のように設定して掃引し、分解能帯域幅の異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、探索値を測定値とする。

⑶　探索した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるために掃引周波数幅を100MHz、10MHz及び１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を測定し、スペクトル分析器を２⑶のように設定し、平均化処理を行って平均電力を測定する。

５　試験結果の記載方法

⑴　４で測定した結果が設備規則に規定する許容値の１／10以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

⑵　４で測定した結果が設備規則に規定する許容値の１／10を超えた場合は、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

６　その他

⑴　コンピュータは、振幅の平均値を求める場合に使用する。

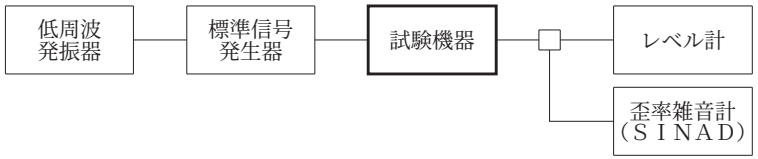
⑵　擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンス50Ωとする。ただし、試験機器の特性インピーダンスが75Ωの場合はインピーダンス変換器等を用いることができる。

⑶　測定系を含めてスペクトル分析器の感度が足りない場合は、信号と雑音の適切な比を確保するために低雑音増幅器を使用する。

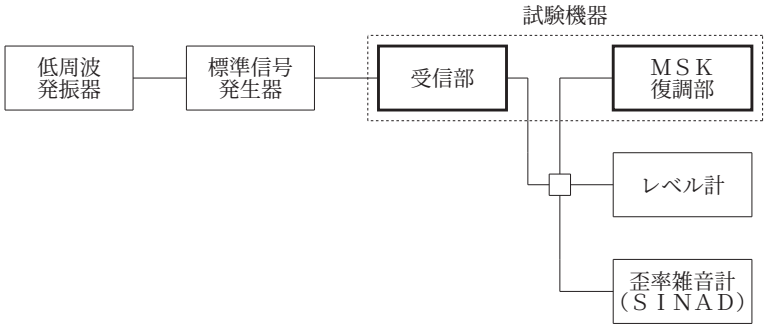
十二　感度（電波の型式がＡ３Ｅであって秘匿性を有する通信を行う無線設備又は電波の型式がＡ２Ｄであって設備規則第９条の２第６項に規定するデータ伝送装置を使用する無線設備のみ）

１　測定系統図

⑴　電波の型式がＡ３Ｅの場合



⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合



２　測定器の条件

標準信号発生器の変調信号は、標準信号発生器内蔵の信号源を用いることができる。

３　試験機器の状態

⑴　標準信号発生器を試験周波数に設定し、正弦波１kHzで変調して、変調度が30%となる変調信号レベルとする。

⑵　この状態で試験機器に10μVの受信機入力電圧を加え、試験機器の規定の復調出力（定格出力の１／２）が得られるように試験機器の出力レベルを調整する。

４　測定操作手順

⑴　試験機器の受信機入力端において受信機入力電圧が10μVになるように設定する。

⑵　標準信号発生器の出力を調整し、歪率雑音計を用いて、試験機器の復調信号の歪成分及び雑音成分の和に対する信号成分、歪成分及び雑音成分の和との比、すなわちＳＩＮＡＤが20dBとなる出力信号レベルを測定する。この値（受信機入力電圧）を基準感度という。ただし、ＳＩＮＡＤは次式によることとし、各成分は電力次元とする。

ＳＩＮＡＤ＝（Ｓ＋Ｄ＋Ｎ）／（Ｄ＋Ｎ）

Ｓ：信号成分　（電力次元）

Ｄ：歪成分　（電力次元）

Ｎ：雑音成分　（電力次元）

５　試験結果の記載方法

４の受信機入力電圧（標準信号発生器の出力から接続ケーブルの損失を差し引いた値）をμV単位で記載する。

６　その他

⑴　受信入力調整器を二つ有する場合は低周波利得を最大とし、高周波利得調整器を調整して所定の試験機器復調出力（定格出力の１／２）を得ることとする。

⑵　電波の型式がＡ２Ｄの場合は、試験機器の音声信号出力端子又はＭＳＫ復調部への入力端子で測定する。

十三　通過帯域幅（電波の型式がＡ３Ｅであって秘匿性を有する通信を行う無線設備のみ）

１　測定系統図

